

### 3 歳児視聴覚精密健康診査業務委託仕様書

- 1 業務名 3 歳児視聴覚精密健康診査に係る業務委託
- 2 目的 視覚及び聴覚の精密検査が必要と認められたものに対しては専門性の高い会員を有する医療機関での検査が必要であるため
- 3 履行場所 熊本市内（各医療機関）
- 4 履行期間 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
- 5 業務内容 地域医療行政の円滑なる実施に協力し、受託者は、幼児に対する精密健康診査を熊本市が別に定める「乳幼児健康診査事業要綱」により行うものとする。
- 6 支払 毎月業務完了後の支払い（12 回/年）とする。なお、委託者が受託者に支払う委託料は、「診療報酬の算定方法を定める件」（令和 8 年厚生労働省告示第 6 9 号）により算出した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。